

**福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和6年度**

**株式会社MIRATZ
MIRATZ湘南辻堂保育園**

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	MIRATZ湘南辻堂保育園
種別:	地域型保育事業
事業所代表者氏名:	(園長)堀 律子
定員(利用人数):	19名(19名)
所在地:	〒253-0011 神奈川県茅ヶ崎市菱沼3-1-26-1F
TEL/FAX:	TEL:0467-39-6973 FAX :0467-39-6974
ホームページ:	https://www.miratz.jp/operation/?id=1553666917-313881
開設年月日:	2018年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社MIRATZ

職員数	常勤/非常勤	常勤: 7名	非常勤: 4名
	専門職員(名称)	園長 主任 リーダー 地域貢献リーダー 栄養士	

施設状況

保育室:	3	トイレ:	1
調理室:	1	事務室:	1
園庭:	なし ウッドデッキあり		

③理念・基本方針

- | |
|--|
| <p>■Vision(ありたい姿)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で最も貢献する組織 ・職員が最も輝ける組織 ・地域で最も愛される組織 <p>■Value(行動規範)</p> <p><見守り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発達(年齢/個性)を理解した上で見守りすることで、子どもの主体性が育つ保育を展開する <p><手を貸す></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが達成感を味わえるような配慮をした上で手を貸すことで、子どもの主体性が育つ保育を展開する ・危険を伴う行為などには手を出して安全を確保する <p><褒め方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが褒められたことにより次の活動意欲や成長に繋がるような言葉かけ、関わりをする ・結果だけではなく、チャレンジした過程/プロセスも褒める/大切にする |
|--|

④施設・事業所の特徴的な取組

MIRATZでは、Mission/Vision/Valueを実現するために、保育の基本理念と基本方針を軸として「保護者安心感」「子どもの養護と教育」「職員育成」「地域貢献」の醸成を図るために、日々企画・構築・実行を繰り返しています。MIRATZ湘南辻堂保育園は、ワンフロアで全体を見渡すことができる定員19名の0～2歳児クラスまでを預かる小規模で、職員全員が園児全員と保護者も把握して丁寧にきめ細やかな対応ができる家庭的で温かい雰囲気の保育園です。

保育の質向上のために、それぞれグループに分かれて全職員が力を出せるように、MIRATZ湘南辻堂保育園は製作グループ、運動グループ、音楽グループに分かれて活動をしています。製作グループは毎月の壁面の取りまとめや、全クラスで行えるようなダイナミックな絵の具遊びなど家庭では行うことができないような取り組みを行っています。運動グループは、近くの公園で運動会ごっこを企画したり、みんなで毎日体操をし体を動かしています。音楽グループは楽器を作り、音楽に合わせて楽器を鳴らして楽しんだりわらべ歌を取り入れ日々の保育でも楽しめるような企画を考えています。その他毎月の行事は担当が決まっているので、行事が楽しめるような企画を考えていますが、お楽しみ会はその年によってやるのが違い、お店屋さんごっこ、お祭りごっこ、人形サークルにお願いし人形劇を楽しんだり子どもが楽しめるような企画を考えています。園庭はありませんがウッドデッキがありますので、夏はビニールプールをだして水遊びや氷遊びなど夏ならではのあそびも行っていきます。またピーマンや茄子の栽培も行い、子どもたちが水やり当番を決めて毎日、水をあげて育てています。園周辺には公園や畑もたくさんありますので公園に行く途中で畑の野菜の観察や虫など自然を感じることができる環境となります。地域貢献活動では育児相談、保育所体験、栄養士イベント、福祉施設訪問、ボランティア活動などを企画し担当がチラシを作成しインスタグラムで配信を行いたくさんの地域の方々にMIRATZ湘南辻堂保育園を知っていただけるように日々活動しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和 6年 6月 1日

訪問調査日:令和 6年 11月 20日

評価結果確定日:令和 7年 1月 28日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2020年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子どもが「食」に関心を持ち、食事を楽しむための努力

食育に力を入れています。プランターで季節の野菜を育て、水やりは毎日当番の子どもが行い、育つ様子を観察しています。育てた野菜は職員と一緒に収穫し、食べたり野菜スタンプにしたりしています。散歩の途中で地域の方から畑で育てている野菜の説明を聞き、調理体験もしています。日々の食に関する活動を通して、食に対する興味関心を自然のうちに育む活動をしています。生涯にわたる健全な心と体を培い、人間性を育てていけるよう丁寧に取り組んでいます。

2)力を入れている地域交流

育児相談や一時預かり保育、保育所体験、園の行事への地域の親子参加、栄養士による地域向けイベントの開催などを行っています。子どもたちは散歩の時には地域の人と挨拶を交わしており、すっかり顔見知りです。高齢者デイサービス事業所へは年2回訪問し、交流しています。コミュニティーセンターには絵本を借りに行ったり、イベントに参加したりしています。また、近隣の学校に、職場体験やボランティア等の参加を働きかけ、受入れています。毎年高校生が来園しています。

3)子どもの生活が豊かに展開される保育

園庭はありませんが、天気の良い日は活動の目的によって選べる公園が園近隣に多くあるので積極的に戸外に出ており、遊びの中で身体を進んで動かしています。2歳児クラスは歩いて15分ほどかかる公園に行くこともあります。夕方散歩も楽しんでいます。その他、保育室内での活動について、職員の運動グループ・制作グループでいろいろ案を出し、ボディペインティング、ミニ運動会、手作り楽器演奏を子どもたちは楽しんでいます。その様子は保護者にSNS配信をしています。

4)「業務改善シート」の今後の活用

今年度から「業務改善シート」を提出する取組を開始しました。その内容について、通常会議とは別の時間を設け話し合うことでも互いの学び合いや意識の向上、保育の質の向上につなげていこうとしています。今後の活用が期待されます。

5)中期事業計画・単年度事業計画の連動性と評価

中期事業計画は今年度策定で、前年度の単年度事業報告からの計画の連動性及び実施状況の評価が行える内容とはなっていません。実施状況・進捗状況の評価や必要に応じての見直しができる内容にすることが望まれます。中期事業計画に関しても計画に沿った今後の取組が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

開園7年目となり 第三者評価を受審させていただいたことで日々の園運営や保育を振り返ることができ今後の課題などを見出す良い機会となりました。また全職員が運営方針や理念を再確認する事が出来ましたので園の特徴を活かしながら保育の質の向上に繋げていきたいと思えます。 このように外部から良い評価を頂けた事にも感謝しております。また、お忙しい中ご協力頂きました保護者の皆様、丁寧に聞き取りをしてくださった評価機関の皆様、心より感謝いたします。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

運営法人保育所共通の保育理念と保育方針を策定しています。開園時の職員でつくった「保育園で過ごす長い時間の中で自分の家の様に安心して過ごせる環境づくり」などの3項目からなる保育目標を掲げ継続しています。職員に対しては年度始めの職員会議で確認しているほか、新入職員には個別に説明し周知・理解を促しています。保護者には保育理念を明記した入園ガイドを用意し、園見学の段階からお知らせをし、入園時は重要事項説明書等で再度説明をしています。保護者・職員がいつでも確認ができるように保育室の廊下に掲示をしています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画の策定動向については、運営法人が把握・分析を行っています。園としても育児相談、保育所体験、栄養士による講演会等から地域の様子を把握したり、保育行政の動向等の情報収集に努めたりしています。毎月茅ヶ崎市に利用率を提出し、週次報告書を本部に提出しています。また、園があるJR東海道線辻堂駅周辺の再開発や、都心からの転居が増加していることもあり、保育ニーズも高く、今後も安定した経営が見込まれています。

第三者評価結果

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

本部には週次報告書運営状況や園児数、必要があれば問題等報告をしています。運営法人代表と園長は毎月1対1でオンラインミーティングをし、同様の報告や相談をしています。また、園長が運営法人内の(東京都)大田区・神奈川9園のブロックリーダーとして毎月会議を開催し、各園からの報告や今後の課題解決に向けて話し合っています。園の職員に対しては職員会議とその議事録で周知をしています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

2024年から26年の中期事業計画を策定しています。収支に関しては運営法人マターとしています。湘南辻堂保育園の目標、職員像、保育計画に沿った保育の実施、給食に対する取組等計画に入れていません。しかし、数値目標や具体的な成果等の設定はなく、実施状況の評価を行える内容になっていません。計画は今年度からの策定なので計画の中で優先順位を付け、重要課題や重点事項をもとに見直しを検討していくなど、今後の取組が期待されます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

園の単年度の事業計画があります。保育を中心に重点取組み事項、行事計画、職員の研修計画等よりよい園作りを進めるための計画を立てています。しかし、中期事業計画は今年度策定で、前年度の事業報告からの計画の連動性及び実施状況の評価が行える内容とはなっていません。実施状況・進捗状況の評価や必要に応じての見直しが分かる内容にすることが望まれます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
 b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
 c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は職員の意見を反映しながら園長が作成をしています。保育体制や行事等については各会議で職員に周知し、日々の保育の中で実践できるようにしています。経営面については本部がバックアップする体制があります。年度末には園長が評価をし次年度の計画に生かしていますが、園の事業計画は、実施状況・進捗状況の評価や必要に応じての見直しができる内容にすることが望まれます。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画・報告は運営会議(保護者代表出席)で報告をしています。その後アプリで全保護者に配信をしています。年間計画も連絡帳アプリ配信をしています。懇談会では計画に沿った1年間の子どもの育ちや行事等を分かりやすく説明をしています。計画に沿った行事等の案内あるいは計画に変更が生じた場合は、園だより、園内掲示、連絡帳アプリ配信で知らせています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的な受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

全体的な計画、指導計画作成、行事計画、人事考課等、全て保育の質の向上に向け、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）で取り組んでいます。指導計画での自己評価、職員個人の自己評価、保護者への年度末満足度アンケートの結果を反映し、保育の質の向上に生かそうとしています。保育所の自己評価は毎年行い、第三者評価は2回目の受審です。保育の振り返りを分析・検討する場として、職員会議、給食会議、クラスの打ち合わせ（カリキュラム会議含む）、園長・主任ミーティング（週1回）、毎日の朝礼をしています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

保育をよりよくする、保護者理解を深めるための改善提案（なぜ改善しようと思ったか、具体的な改善案、期待効果）を各職員が考えています。園で提案された改善テーマとして、「室内での遊びについて」「壁面制作を記録に残す」「子どものトイレトペーパーの使用について」等が出て、検討・改善をしています。運営法人内では個人の提出する提案数は個人の評価につながり、園の評価は職員の提案提出数によって決まるシステムになっています。保育所の自己評価は、職員の自己評価チェック表を確認し、園の課題を明確にしています。さらに、さらなるサービスの質の向上のため、2回目の「第三者評価受審」は予定通り取り組みました。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

「運営規程」に園長自らの役割と責任について明記があり、園の運営や管理についての考え方を全職員に説明し、年間の取組を共有しています。「運営規程」は玄関下駄箱上に置き、職員、保護者がいつでも確認できるようにしています。有事の際に園長が不在時は、緊急時の役割分担として主任が園長代行保育士（主任が不在の場合は保育リーダー）として役割を担うよう明確化し、事務所に掲示をしています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は運営法人内9園のブロック長としての役割もあり、常にリードをしていく立場として、内部・外部の園長研修参加で管理者としてのスキルアップや新しい情報を収集しながら、自らの責任とリーダーシップが果たせるよう努めています。園の取引業者で食品関係は栄養士が対応し、その他は園長が対応・契約確認・支払い等を行っています。また、園長は保育に関する知識や最新の情報を会議の場で職員に周知し、お互いの意識を高め、不適切な対応がないよう働きかけをしています。報道された不適切事案等についても話し合いの題材としてさらなる意識の啓発を促しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は日常の保育活動に積極的に関わり職員の動きや子どもとの関わりを見ています。事務所設置のモニター確認もしています。クラスの日々の記録確認のほか、毎週主任との打ち合わせでも保育体制やクラスの様子を確認し、円滑に進めています。また、職員に改善提案書提出の奨励することでもより良い保育になるようにしています。主任は、園長が指導力を発揮できるようサポートをしています。園長は、組織の中で望まれる役割を担える人材の育成、経験、それに必要な役割を高めていく配慮をしています。毎月の避難訓練や誕生会、会議の司会や書記担当を決め、職員に任せることもしています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は主任と連携を図り、分析をした上で効果的・効率的な事務、働き甲斐、今の時代に合う対応方法等を常に考え、業務の実効性を高めています。働きやすい環境作りとして、記録のICT化、事務時間の確保、残業が発生しないよう変更労働制を敷いている、職員休憩室は建物構造上設置はありませんが、午睡中に空く(0歳児は1歳児保育スペースと一緒に午睡)0歳児の保育スペースを使用し、1時間確保するよう促す等しています。その他、職員の保育観や方向性を各会議で共有し、ブレが生じないようにしています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

運営法人は園が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や人員の確保と育成に関する計画を確立しています。職員の採用は運営法人のホームページやSNS配信、求人サイトなどに求人を掲載しています。職員育成に関しては、OJT、階層別研修やキャリアアップ研修、園内研修、外部研修を軸に研修計画を立て、育成しています。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	-----------------------------	---

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

運営法人の掲げている「Mission、Vision、Value」で「求める職員像」を明確にし、職員は年度始めに読み合わせをして確認しています。法人は、採用、異動、昇給等の人事基準を定めており、就業規則等で入職時に職員に周知しています。人事考課表を使って人事考課を実施し、職務に関する成果や貢献度を評価しています。キャリアパスに関しては、職員が自ら将来の姿を描くことができるようにマネジメント研修を積極的に受講しています。今年度から「業務改善シート」を提出し、職員の学び合いを促進させる試みを開始しました。今後、職員の意見を分析し、改善策の検討することが期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の意向を考慮して主任が勤務表を作成し、園長が確認しています。月単位で意向確認することで、職員が有休を消化しやすい配慮しています。その日の子どもの利用人数に応じて、労働時間を調整する「変形労働」を取り入れ、子どもにも職員にも負担がかからないように努めています。今後、こうした勤務環境が、働きやすい環境につながり、職員の定着に繋がることが期待されます。福利厚生として、インフルエンザワクチンの接種、健康診断を実施し、職員の健康管理に努めています。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
 b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

運営法人の掲げている「Mission、Vision、Value」で示される「求める職員像」や園の保育理念や方針を念頭に、職員は年度初めに人事考課表を用い、目標を設定しています。園長は職員と面談にて目標が適切に設定していることを確認し、年度の途中でヒアリングを行い、進捗状況の確認や目標の達成度の確認を行っています。年度末の面談にて、振り返りを行い、課題について話し合い、次年度の目標設定につなげています。

第三者評価結果

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
 b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
 c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要な専門技術や専門資格を明示している。
 ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

園が「期待する職員像」は文章化しており、年度始めに全職員で確認しています。園長は職員の経験値や習熟度を考慮し、職員に必要な知識や技術が習得できるよう年間研修計画表を作成しています。そのほか全職員対象の園内研修があります。園内研修は園や社会の情勢を踏まえ、内容を決めていきます。茅ヶ崎市の研修は事務所に掲示し、積極的な受講を促しています。年度末に、研修計画の振り返りを行い、次年度の計画に反映しています。

第三者評価結果

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

入職時には、園長とクラス担任によるOJT研修があります。職員は園長が経験値や習熟度を考慮し作成した年間研修計画表を確認し、年度始めに職員自らが申し込みキャリアアップにつなげています。マネジメント研修は、必ず1度研修することになっています。受講することで、職員が自ら将来の姿を描くことができるようにしています。園や社会の情勢を踏まえての計画した園内研修は全職員が対象です。市等の外部研修は事務所に掲示し、希望者が申し込みます。研修受講後は報告会を開催し、受講していない職員にも内容を伝えています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 エ 指導者に対する研修を実施している。
 オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生、ボランティア、職場体験等の受入れに関する姿勢を明示しています。保育専門学校や近隣の高校にチラシを作成し、送付していますが、小規模保育園は実習対象となっていないため、実習生の申し込みはありません。ボランティアや職場体験の申し込みはあり、希望者を受入れています。今後、実習マニュアルの作成と実習プログラムを整備し、実習申し込みのあった際に、対応可能となる体制づくりが期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

運営法人の作成するホームページで、法人の掲げている「Mission、VSION、Value」、園の保育理念や方針、目標、第三者評価調査結果を公表しています。苦情・相談も公表しています。苦情受付体制については保育室に掲示し、園の玄関には園のしおり、重要事項説明書を設置しいつでも閲覧できる状態になっています。運営委員会や保育相談や高齢者施設訪問、園の行事への参加を通して、地域へ園の理念や活動を周知しています。財務状況等は公表予定ですが、現在ホームページのIR情報が準備中のため公表していません。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
----	---	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

保育所における経理・取引等に関することは園長が行います。法人本部にシステムにて申請し、承認を得て、週1回清算、支払いを行います。支払いは原則金融機関を通して行いますが、必要時の現金入出金管理は園長が行い、本部に報告しています。運営法人は税理士の外部監査を受け、園の職務分掌と責任については、職員に周知していますが、経理、取引に関するルールについては、より一層の職員への周知が期待されます。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

地域との交流に力を入れています。法人の掲げるMission/Visionや園の事業計画、全体的な計画に地域との関わりを明記しています。育児相談、保育所体験、園の行事への地域の親子参加、栄養士による地域向けイベントの開催などを行っています。高齢者デイサービス事業所へは年2回訪問し、プレゼントをしたり、手遊びをしたりと交流しています。散歩の時には地域の方と挨拶を交わしています。コミュニティーセンターには絵本を借りに行くだけでなく、センター職員から話を聞いたりしています。行事の案内を園の玄関に掲示し、保護者に情報提供しています。

第三者評価結果

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

運営法人が作成した地域との関わりの中、小、中、高、専門学校等の学生に向けた、職場体験、保育士体験、ボランティアの項目を設け、基本姿勢を明示し、必要書類を整備しています。チラシやポスターを作成し、配布し、学校職員と連絡をとりながら、ボランティア等の参加を働きかけています。希望する学生に対しては、事前にオリエンテーションを行い、留意事項や守秘義務について説明しています。人数は多くはありませんが、毎年学生ボランティア(高校生)希望者がおり、来園しています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

茅ヶ崎市と連携を図り、情報を共有しています。内科医、歯科医と委託契約を結び、年2回の健診を受けています。必要に応じて神奈川県発達支援センターの巡回相談を受けています。卒園後に入園予定の連携園とは定期的に交流する機会を持ち、スムーズに転園できるように努めています。経営主体を小規模園であるため、市の園長会と幼保小連絡会への参加はありません。今後は、保育園として必要な社会資源をリストアップして、資料を作ることが望まれます。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

年2回、運営法人本部担当者、園長、主任、保護者代表、民生委員が参加する運営委員会を開催しています。運営委員会では、民生委員から地域の情報、状況を話してもらい、地域ニーズを把握するとともに、園として地域との関わりの方を相談しています。育児相談や保育体験、栄養士によるイベントなどを開催し、地域住民と交流をもち、相談に応じています。開催後にはアンケートを実施し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

育児相談や一時預かり保育や栄養士による離乳食体験など地域貢献活動を行い、開催後にはアンケートを実施し、ニーズの把握に努めています。把握したニーズは、次回の計画に反映しています。高齢者デイサービス事業所との交流やコミュニティーセンターとの交流など、地域コミュニティ活性化に努めています。今後は、災害時において園は地域の社会資源の一つであるとの認識を持ち、役割を検討し、住民の安全・安心のための備えや支援への取組が期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

3項目からなる保育理念の一つには「未来の希望に向かって発展・向上する明るい元気な子どもを育む」とあり、保育方針1つには「安全な環境の中で一人ひとりの育ちに寄り添い豊かな愛情を持って接する」としています。それらはすべて子ども一人ひとりの育ちを尊重したもとなっています。年度始めには全国保育士会「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使い決めつけた保育を行わないよう再確認をしています。保護者には子どもの人権、文化、生活習慣、考え方の違いを尊重した保育を行うことについて、入園説明会や運営委員会で説明しています。子どもを尊重した保育について、さらに意識を高めながら継続することが望まれます。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>
 子どもの人権やプライバシーに関し、職員は学びや振り返りをしています。実際の保育の中でも子どものおむつ替えは保育室でなくトイレのおむつ替え台で行い、道路側に面しているウッドデッキを使用する時も覗かれないようにし、子どものプライバシーに配慮した保育を実践をしています。今後は、プライバシー保護に関する規程やマニュアルを策定し、職員が統一した対応をすることが期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
 - ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>
 入園ガイドは茅ヶ崎市の担当窓口に着置しているほか、園の外にも置き、自由に持ち帰ることができるようにしています。園見学の希望については、事前の電話予約で受け付けています。見学は通常月～金曜日の9時半からと15時半で対応していますが、見学希望者の都合に合わせて、時間をずらすこともしています。見学だけでなく子どもの年齢のクラスで保育体験も実施しています。情報提供については、ホームページの最新の情報が伝わるよう毎週更新しています。園ガイドは運営法人の管轄となっています。

		第三者評価結果
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>
 個別の入園説明会で「MIRATZ湘南辻堂保育園しおり」保育の開始や保育内容などについて説明しています。その後、保護者の同意を得たうえで契約書を交わしています。その際、ならし保育について話をしています。園では2、3週間を目安に契約保育時間に移行していきますが、子どもや保護者の状況に応じて期間の短縮や延長は柔軟に対応しています。説明の際は、文書だけでなく、保護者が用意する物の実物・写真・イラスト等を使い、イメージが持ちやすいようにしています。開園から特に配慮が必要な保護者への説明事例はありませんが、個別に必要な配慮をする準備はあります。今後に備え、職員が同じ対応を行うためにルールの明文化が期待されます。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
--	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>
 園は0～2歳児クラスまでの小規模保育園です。3歳児クラスからは全園児連携園に入園をしています。保護者には入園の際に卒園時には在園中の子どもの情報を文書で連携園に引き継ぐ説明をし、同意を得ています。文書だけでなく2歳児クラス担任が連携園に行き、個々の引継ぎをしています。また、連携園には毎月遊びに行き(園庭開放)交流をしているので、卒園しても関係は継続しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
---	---

第三者評価結果

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。

- ☑ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ☑ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☑ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☑ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☑ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☑ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもたちの満足度は、日々の子どもの様子や行動から把握しています。年間計画、月案、週案に評価と反省欄を設け、子どもたちの様子や行動も記録し、満足度を把握しています。また、保護者の満足度は、送迎時の会話や保護者懇談会、個人面談、連絡帳アプリ配信、年度末に実施している利用者アンケートや行事後のアンケートから把握しています。また、運営委員会には保護者代表2名の参加があり、意向や意見を得ています。出た意見については職員会議で話し合い、改善や次年度につなげていきます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☑ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - ☐ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☑ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - ☑ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - ☑ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☑ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☑ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

園では、苦情対応要綱を作成し苦情解決の仕組みを整えています。第三者委員を設置し、重要事項説明書と入園のしおりに記載しています。入園時に丁寧に説明していますが、繰り返し保護者に対して説明し、周知する工夫が求められます。苦情の申し出先は保育室内に掲示しています。苦情を申し出しやすいよう、玄関に意見箱を設置し、年度末に保護者アンケートを実施しています。受け付けた苦情は、園長と主任、関わりのある職員が話し合い、改善策を検討します。朝礼や職員会議で全職員に周知しています。改善策を保護者に伝え、公開してもよいものは、苦情内容と改善策をホームページで公開することになっています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

玄関に意見箱を設置し、用紙を添え、記入しやすいようにしています。個人面談、保護者懇談会、年度末と行事後のアンケートを行い、意見や要望の把握に努めています。職員は送迎時にも話をしやすいように心がけています。相談先が複数あることを、重要事項説明書や園のしおりに記載し、入園時に説明していますが、周知が十分ではありません。今後は、保護者にわかりやすく伝える工夫が期待されます。話を聞く際は、相談室はありませんが、事務室を利用したり保育室内に仕切りでスペースを作り、プライバシーが保てるようにしています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

マニュアルは苦情対応と一体化したもので、責任者は園長です。職員は送迎時に保護者に積極的に声かけをし、相談しやすい雰囲気づくりを心がけています。玄関に意見箱を設置し、年度末と行事後にアンケートを実施し、保護者の意見や要望を把握しています。出された意見は職員会議で共有し、改善策を検討しています。改善や変更となるものがある場合は、意見を出した保護者には直接伝え、運営委員会で報告し、運営会議録を通し他の保護者にも伝えていきます。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントに関する責任者は園長です。子どもの安心と安全を脅かすリスクマネジメントに関する各マニュアルを整備しています。ケガや事故があった場合は再発防止策を検討し、「事故報告書」を作成しています。心肺蘇生法、AED(対外式除細動器)の使い方、熱性けいれん、不審者対応等危機管理のための研修や訓練を実施し、園長を含め、振り返りを行うことで、園の事故対応のスキルの向上に努めています。不審者対応訓練は毎月実施しています。今後はリスクマネジメントの観点からヒヤリハットのさらなる活用を意識した保育についての検討も期待されます。

第三者評価結果

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直ししている。
 - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策の責任者は園長です。毎日の手洗い、うがい、換気、消毒(1日3回)、清掃など感染予防をしています。会議で、外部研修に行った職員による伝達研修や話し合いのほか、園内研修で嘔吐処理など学んでいます。感染症が疑われる保育中の子どもについては、事務所にベッドを置き、必要に応じてカーテンで仕切るようにしています。保護者への情報提供として、園内で感染症が発生した場合は、感染症名と人数を玄関掲示するほか、アプリ配信をし、注意喚起を促しています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

園では、災害時には茅ヶ崎市の「非常時における認可保育所等の臨時休園措置等のガイドライン」に従った対応をすることとしています。アプリ配信で地震や大雨、熱中症等が配信されてくるのでその都度必要な対策を講じています。毎年行政との引き取り訓練は保護者の参加を得ています。備蓄品は「防災リスト」で子ども・職員3日分程度を確保し、主任が管理をしています。地域との協力については、地域の災害訓練のための場所として園を提供したり、地域の防災アンケートに協力したりしています。自治会に園情報の提供もしており、地域と良い関係を築いています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育の標準的な実施方法は、全体的な計画で文書化しています。日々の保育は、その日のこどもの姿や興味に応じて、柔軟に展開しています。現場の職員の業務が滞らないよう園独自の「MIRATZ湘南辻堂保育園一日の流れ」で常勤職員、非常勤職員の動き方が分かるようにしています。また、整備しているマニュアルに基づいた適切な対応ができるよう、園内研修(心肺蘇生法・嘔吐処理等)や訓練(避難・不審者対応等)を行っています。

第三者評価結果

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の内容の見直しについてはPDCAサイクル(計画の作成→実施→評価→見直し)で検討をしています。各種マニュアルは運営法人が見直しをしますが、園独自で作成をしているマニュアルや手順書(感染症・水遊び・一日の流れ等)に関しては、確認が必要な時に現状に沿ったものになるよう見直しや修正をしています。保護者との連携を密にし、保護者意見(運営委員会・懇談会・個別面談・アンケート等)についても次の保育に反映できるよう努めながら、子どもの成長、発達にとって大切なことを取り入れるとともに、一人ひとりの姿、成長に重きを置き、適切な保育の提供ができる計画になるようにしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

家庭からの子どもに関する提出書類や保護者面談で子どもの様子を聞き取るなど適切なアセスメントを実施しています。2歳児クラスまでの園なので、全園児個別指導計画を作成しています。計画の作成は担任の判断だけでなく園長、主任、栄養士、保護者の意向のほか、必要場合は茅ヶ崎市、療育センター、園医等の関係機関や関係者から得た情報も取り入れる体制があります。保育実践の振り返りや評価については、年間指導計画、月間指導計画、週日案・日誌(0歳児クラスは個別の週日案)の様式内で行っています。支援困難ケースがある場合は、会議や朝礼等で情報を共有しながら保育を提供することとしています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間指導計画は年1度、月間指導計画では毎月、週日案・日誌では毎日の振り返りと評価をしています。子どもたちのことを第一に考え緊急に変更する必要がある場合にはその都度話し合い全職員で周知をしています。子どもの発達や活動の様子や状況把握を常に行い、今の子どもの育ちや保育の質の向上に結び付くようにしています。連絡帳アプリや送迎時の保護者意見についても次の保育に反映できるように努めています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達や経過記録は、毎月記載をしています。週案/日案・日誌は活動内容・配慮・働きかけ・環境構成、評価・反省等から保育の実際を読み取ることができます。記録内容や書き方に差異が生じないよう主任が指導をしています。特に連絡帳アプリの内容について、子どもが何をしてどんな反応を示したか、どんなことを楽しんでいたかなど、具体的に入力するよう指導・アドバイスをしています。また、必要な情報が全職員に的確に届くよう、各会議のほか朝礼、連絡ノート等の確認のルール化により周知・共有をしています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護基本規程があり記録管理の責任者は園長です。就業規則の服務規律の中に情報管理、個人情報取り扱いの適正利用についてなど明記しており職員に周知をしています。職員は入職時の面談で詳しい説明を受け、誓約書を交わしています。その後も毎年の研修で意識を持つようにしています。子どもの記録等個人情報に関するものは全て事務所の鍵のかかる書庫で保管管理をしています。個人情報の取扱いについて、園での対応の他、利用契約書で秘密保持・個人情報・保育の記録の取扱いについて署名・捺印を得ています。園でのSNS発信(子どもの写真掲載)に関する承認書も同時に得ています。承認が得られない場合はその子どもが写る写真にはマスキングをしています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、保育所保育指針、運営法人の保育理念、保育方針、園独自の保育目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しています。その他、園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、保育所に関する基本原理・役割目標・環境などを考慮しながら作成しています。現在の様式は2018年の開園時に作成したものです。毎年見直しをしています。昨年度、園は2歳児クラスまでの受け入れ園ですが、退園以降の成長発達を踏まえらるよう「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」を追記しています。それらを踏まえ、職員は当該年度の指導計画や保育等に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

生活にふさわしい場所として、清掃は職員が手分けをして行っています。平日に行き届かないところは土曜日に行っています。月末に各クラス担任が確認後チェックシートに記入し、園長が確認をしています。フロア全体埃が立ちにくく柔らかい温かさの床暖房を設置しています。園は道路から高めの位置にあり、外の視線はあまり気になりませんが、ウッドデッキで水遊びするときは必ず屋外用のロールカーテンで目隠しや日除けになるようにしています。季節、子どもの様子等を見て、家具の配置や環境の見直しをしています。トイレは1ヶ所ですが、出入り口を2ヶ所設けているので、混雑せず動線の確保ができます。園は、2歳児クラスまでの低年齢の子どもを受け入れています。子どもの様子を見ながら可動式のホワイトボードや低い衝立で仕切り、落ち着ける場所を適宜作っています。午睡用の布団は職員が日に干したり、洗濯をしています。トイレの便器は温便座になっています。机・椅子、便器の大きさ、手洗い場等は子どもの使い勝手に配慮した大きさ、高さになっています。

第三者評価結果

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時に家庭から提出してもらった書類や入園時個別面談からの情報のほか、入園後の子どもと職員の間、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重するようにしています。乳児は、自分の言葉で表現が難しい場合が多いので、職員は表情や動作から推し量り、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを代弁したりしています。甘えや気持ちを受け止めスキンシップをとっています。また、年度始めには全職員全国保育士版の「子どもを尊重する保育のために」でセルフチェックをし、会議でも話し合い意識を持って行動するようにしています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、園として挨拶、食事(座る姿勢や食具の使い方等)、排泄、着替え等、園での生活がスムーズに行えるよう、年齢や発達に合わせ、段階的に進めるための援助をしています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるようにしているほか、職員に甘えたい子どもの気持ちも受けとめその都度対応しています。園での箸の使用は、2歳後半くらいから自分で選べるよう箸・フォーク・スプーンを給食時に提供しています。園で歯磨きはせず、食事の最後に麦茶を飲んでます。活動は風邪など子どもの体調を考慮しながら動と静のバランスがとれるようにしています。基本的な生活習慣を身につけることの基本は家庭にあるため、保護者への配慮・援助を大切にし、基本的な生活習慣を身につけることで子どもも保護者も気持ちよく過ごせることが伝わるよう連携して進めています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

おもちゃや絵本は子どもが自分で取り出すことができる保育環境にしています。園庭はありませんが、天気の良い日は活動の目的によって選べる公園が園近隣に多くあるので積極的に戸外に出ており、遊びの中で身体を進んで動かしています。2歳児クラスは歩いて15分ほどかかる公園に行くこともあります。夕方散歩も楽しんでいます。戸外活動は社会的ルールを知り、身につける機会ともしています。公園での自然探しのほか、散歩コースに畑があり、住宅地の民家の季節の飾りつけなどから季節を感じています。地域の人たちに接する機会として高齢者デイサービス事業所訪問では1、2歳児がプレゼントを渡したり、手遊びを披露したり交流をしています。散歩途中で消防署に立ち寄ることもあります。コミュニティセンターでは遊んだり、本を借りたり、イベントを見に行ったりしています。その他、職員の運動グループ・制作グループでいろいろ案を出し、ボディペインティング、ミニ運動会、手作り楽器で演奏を子どもたちは楽しんでいます。その様子は保護者にSNS配信をしています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

オープンフロアを緩やかに仕切り、0歳児の発達や興味関心に合わせた生活環境(ハイハイ・つかまり立ち・ひとり歩き)を整えています。おもちゃ等口に入れることもあるので衛生面にも配慮をしています。職員は子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。オープンフロアなので他クラスの子どもの様子も伝わります。また、月齢に合わせたテーブル付き椅子やひじ掛け椅子の用意をしています。離乳食は保護者と食材チェック表を確認しながら個別に進めています。保護者とは連絡帳アプリ、送迎時に子どもの様子を伝えて信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

登園時に保護者から体調面や家庭での様子を聞き、園では子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、さりげなく援助しながら、できたときは十分に褒めて自信や意欲につなげています。子どもの甘えたい気持ちやこだわりの気持ちも尊重しています。散歩先、公園等を利用して子どもの興味関心、発達に合わせて探索活動が十分にできるようにしています。ごっこ遊びや保育内容を子ども同士が関わりが持てるものにし、職員は間に入りながら楽しめるようにしています。成長する中で見られるかみつきやひっかきについては職員間で連携して、本人の思いを代弁したり、子どもの動きや座る場所を観察したりしながら職員同士の座る位置やアイコンタクトをとり、対応できるようにしています。オープンフロアを緩やかに仕切っているので異年齢で遊ぶ機会や担任以外の職員、栄養士と関わる機会が多くあります。保護者とは連絡帳アプリ配信を中心に丁寧に連絡を取り合っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

非該当

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0歳児クラスから2歳児クラスまでの小規模保育園のため非該当です。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園は2歳児クラスまでの園なので全園児個別指導計画を立て、一人ひとりの成長発達に見合ったものになるようにしています。特に配慮が必要と思われる場合は、神奈川県発達障害支援センターかながわAに巡回訪問を依頼することがあります。その際には障害児保育について質問をしたり、アドバイスを受けたりと専門家による学びの機会ともしています。園医に相談をすることもしています。必要であれば保護者と個人面談の時間をもち、専門機関を紹介することもしています。

第三者評価結果

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

園の保育目標の一つに「保育園で過ごす長い時間の中で自分の家の様に安心して過ごせる環境作り」を目指しており、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるようにしています。月齢の低い子どもは午前寝や夕寝をすることがありますが、その環境に配慮をしています。朝夕の異年齢での合同保育時は、関わりを楽しめるよう、職員が必要に応じて見守ったり、仲立ちをしています。全クラス朝おやつ(ミルクと軽めのお菓子)があります。昼食は一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせて提供しており、おかわりもできます。保育時間によっては補食(軽めのお菓子)の提供をしています。子どもの1日の様子や状態についてはできる限り担任から保護者に伝えるようにしていますが、勤務シフト上難しい場合は、口頭とお迎えボードで職員間の情報を引き継ぎ、伝達漏れのないようにしています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

非該当

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

0歳児クラスから2歳児クラスまでの小規模保育園のため非該当です。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康に関するマニュアルを整備しています。毎日登園時に検温と観察を行い、保護者に健康状態を確認しています。その日の健康状態も含めた子どもの様子は、連絡帳アプリに入力し保護者も確認できます。体調不良やケガの場合は、直接保護者に伝え、翌日も確認しています。入園時に事前に既往症や健康状態、発育状況を提出してもらい、全職員が把握しています。予防接種等は都度連絡してもらい、記録しています。年間保健計画や全体的な計画をもとに健康診断や身体測定を実施し、子どもの健康管理を行っています。午睡チェックは0歳児クラスは5分ごと、1、2歳児は10分ごとにチェックし、うつぶせ寝の子どもは仰向けにし、SIDSの予防に努めています。保護者には、園の健康に関する方針や取組を園のしおり等を用い説明していますが、今後はSIDSについても記載し、説明することが望まれます。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断、歯科健診は年2回、身体測定を月1回実施しています。結果は問題がない場合は、担任が確認しますが、気になる結果であれば、必要に応じて、職員会議等で全職員に周知しています。保護者には、お迎え時に書面で結果を伝えています。健診結果は検診ファイルに記録し、身体測定は児童票に記録しています。身体測定の結果、必要に応じて自宅での食生活を確認し、保護者と連携し、体重が増えにくいことを食生活や生活習慣で改善するようにしています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

現在アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもはいませんが、アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもに対して、医師の指示に従い子どもの状況に応じた適切な対応を行う体制となっています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき除去食対応の献立を作成し、園内研修でアレルギー食の提供の仕方を職員に周知しています。食事提供の際には、専用のトレイ食器、食具を使用し誤配を防ぐ対応をします。アレルギー対応児は、入園前面談時に園長、栄養士、担任同席のうえ、詳細に聞き取りを行います。医師による生活管理表を提出いただき、面談にて確認をしています。面談は入園後も定期的に行い、除去食は、献立表で保護者の確認をとることとなっています。与薬が必要な場合も、マニュアルに基づき適切な管理が可能な体制となっています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

各年齢に応じた年間食育計画を作成し、食に関する豊かな経験ができるよう食育活動を行っています。プランターで季節の野菜を育て、保育士と一緒に2歳児が収穫し、昼食で食べています。近隣には畑も多く、散歩の途中で地域の方から育てている野菜の説明を聞いたり、育つ様子を観察しています。野菜の皮むきや調理体験もしています。今年はそら豆のさや剥ぎ、トウモロコシの皮むきをしました。クッキングは、おにぎりやスイートポテト作りを体験。年越しうどんやクッキー作りの予定もあります。食事は、保護者と連携し、月齢にとらわれず、子ども一人ひとりに合わせた、形状、形態で提供しています。「おいしかったね」「たくさん食べたね」などの声かけを行い、食事が楽しめるよう雰囲気作りをしています。その日の献立は玄関にサンプルを置き、行事食はSNSで保護者に発信しています。毎月配信する給食だよりで、食に関する情報を保護者に伝えています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

園では、保護者と連携を図りながら、子ども一人ひとりの発達状況や体調等を考慮して、その子に合わせた形状や形態で食事を提供しています。子ども一人ひとりの食事量や好みを、全職員が把握しています。嫌いなものは無理強いせず、意識せず摂取できるよう工夫したり、柔軟に対応しています。節分はケチャップライスで鬼の顔のおにぎり、クリスマスはピラフをツリーの形にするなど、行事食も子どもたちが楽しくなるよう工夫しています。食材は地域の八百屋や魚屋、肉屋から購入します。すべて鮮度がよく、子どもたちの一番人気は魚料理です。おやつのにんじんプリッツ、ジャガイモプリッツも園での手作り、人気があります。2歳児までの園であり、卵は使っていません。給食会議を月に1回開催し、残食量や子どもの食べる様子からメニューを評価し、献立や調理方法に反映させています。調理業務マニュアルに基づき、衛生管理を適切に行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

子どもの生活を充実させるため、家庭と連携し、保育を行っています。登園時には保護者に家庭での様子を口頭で確認し連絡ノートに記載し、職員に周知しています。お迎え時には、お迎えボードを用い、園での様子を直接口頭で伝えています。連絡帳アプリにも、保護者は家庭での様子、職員は園での様子を入力し、情報共有しています。日々の保育の様子を写真と言葉で伝えているほか、園だよりや給食だより、保健だよりを定期的に配信し、保育の意図や保育内容について保護者の理解が得られるよう取り組んでいます。保護者会、クラス別懇談会、個人面談を実施し、保護者に子どもの成長を伝える機会になっています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	b
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者との信頼関係を築くため、保護者とのコミュニケーションを大切にしています。お迎え時には、職員から積極的に声かけをし、その日の様子、できるようになった事などを伝え、相談しやすい関係づくりに務めています。年に1回個人面談を実施していますが、要望があれば、いつでも保護者の希望の日にもちや時間に合わせて、相談に応じています。プライバシー保護が必要な時は、事務室や保育室の一角を仕切って相談に応じます。受けた相談は、園長、主任に報告します。職員の経験等から必要と判断する場合は、園長あるいは主任も含めての三者での相談体制をとっています。保護者が安心して子育てできるように、意見箱の設置やアンケートの実施等による意見の把握にも努めています。園での保育をより詳細に保護者に伝え、信頼関係をさらに深めることを大切にしています。保護者支援のより一層の充実を目指して今後も丁寧な対応を心がけていきます。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

重要事項説明書に虐待について記載し、保護者に説明しています。運営規程に「虐待の防止のための措置」の項目を設け職員に周知しています。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、朝の受け入れ時、着替えや身体測定の際など、子どもの身体に痣や傷がないか、衣服の汚れはないか確認し、様子や発言にも注意し観察しています。職員が違和感を覚えた時は速やかに園長に報告しています。虐待やネグレクトが思われる場合は、茅ヶ崎市の担当課に連絡し、連携して対応する体制があります。月に1回、虐待予防チェックシートを用いセルフチェックをし、会議で共有をしています。園では、開園から子どもの権利侵害にあたる事案はありませんが、さらに理解を深めていきたいと考えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
 - ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員は保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察し、指導計画を立て、職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら自己評価をしています。職員個人の人事考課表の職務に応じた具体的な目標に基づいて個人が実現するための具体的な取組内容を決め、年3回の園長面談で実践の確認をしています。保育所全体の自己評価は年度末に行い、昨年度の課題を「栄養士との関わり方と連携」「室内環境の改善」「開かれた園作り」としています。その他、職員は「業務改善シート」を積極的に提出しています。その内容について、通常会議とは別の時間を設け話し合うことでも互いの学び合いや意識の向上、保育の質の向上につなげていこうとしています。

Fields
株式会社フィールズ

株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鶴沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp